

議案第2号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成24年2月9日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成24年1月23日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	員数	所在地
けんぼんちゃくしよく あずまくだ こうさく くさばなず 絹本著色 東下り・耕作・草花図	5幅	鳥取市



草花図秋

耕作図秋

中幅：東下り

耕作図春

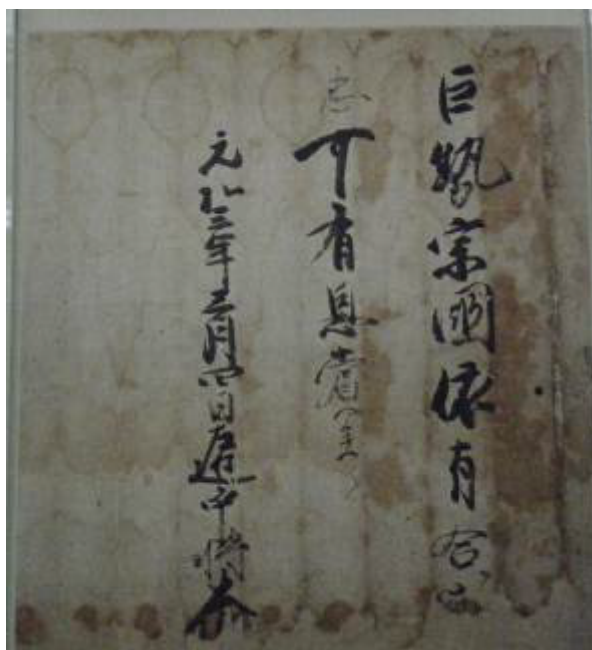
草花図春

文化財的価値

鳥取藩の御用絵師であった沖一峨の作品。「伊勢物語」第九段「東下り」を中幅とし、脇に田植えと収穫を描く春秋の耕作図双幅と草花図双幅を揃える五幅対として伝来した。

狩野派の図様と筆法に従って手堅くまとめられた「東下り図」、洋風画から学んだと思われる自然な遠近表現を巧みに用いた「耕作図」、酒井抱一に学んだ江戸琳派風の「草花図」など、五幅対という規模の大きさとともに、様々な流派の技法が披露されている点も興味深く、高く評価される作例である。

名 称	員数	所在地
あいみけもんじょ 相見家文書	8通	鳥取市



相見家文書 後醍醐天皇綸旨（複製）

文化財的価値

米子市八幡の相見家に伝来した南北朝期中世文書。後醍醐天皇^{りんじ}綸旨を含む8通からなり、巨勢氏（相見氏）への恩賞、あるいは相見氏が神主をつとめる八幡宮への土地の寄進等に関する内容となっている。特に元弘3（1333）年の後醍醐天皇綸旨は、隠岐を脱出した後醍醐天皇が船上山から発給したもので、左近中将（千種忠顕）の名前で書かれているが、筆跡等から天皇の自筆であることがわかる珍しいものである。

後醍醐天皇の動向や相見氏の南北朝期から室町期にかけての動向をうかがわせるものであり、また伯耆守護研究にとっても重要な内容を含んでいることから、鳥取県の中世史研究上、極めて貴重な資料といえる。

【県指定無形文化財の指定及び保持者の認定】

平成24年1月23日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定及び認定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定する。

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
とうげい 陶芸	まえたあきひろ 前田昭博	鳥取市河原町本鹿



制作風景（面取）



白瓷面取壺 1991 鳥取県立博物館所蔵

文化財的価値

陶芸とは、いわゆる陶磁器を作る技術の総称で、主原料の配分、轆轤や手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより、様々な種類に分類される。鳥取県内では現在30軒近くの窯元が存在しており、なかでも保持者として挙げる前田昭博氏は特に高い評価を受けている。

前田氏は、白磁を主とする陶芸の技術に習熟し、壺を中心にさまざまな形態の白磁の器を制作。確かな轆轤技術による成形と、指先や手のひらで丹念に面取を施すことで生まれる稜線のフォルム、しっとりとした吸い付くような温かみのある釉調は、光と影の造形などと評され、芸術上特に価値の高い制作といえる。また、磁器ならではの造形、表現を模索する創作姿勢は、工芸史上においても重要な位置を占めている。

【県指定無形民俗文化財の指定】

平成24年1月23日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第25条第1項の規定に基づき、鳥取県指定無形民俗文化財に指定する。

名称	所在地	保護団体
だいせん しんじ 大山のもひとり神事	大山町大山	大神山神社奥宮



霊水採取



霊水と薬草を背負い下山

文化財的価値

毎年7月14日、15日に大山で行われる神事。14日に大神山神社奥宮で夕祭が行われた後、15日深夜1時半の派遣祭を経て大山山頂へ向かい、頂上付近の石室で神祭執行後、霊水と薬草を採取する。江戸時代は、大山寺により写経と経筒埋納を伴う弥山禅定として行われていたが、廃仏毀釈を受けて現在の大神山神社奥宮を主体とする形に変わった。

大山山頂で霊水と薬草を採取することから大山の原初信仰を残している点、また、廃仏毀釈という大きな変化を受けながらも行事が続けられている点で、貴重な無形民俗文化財といえる。

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数 - ()内は今回の答申件数であり外数

県内	県指定文化財 246 (4)		国指定文化財 116	
		保護文化財 118 (2)	国宝・重要文化財 55	絵画 3
	絵画 14 (1)	彫刻 18	工芸品 5	書跡 1
	古文書 3 (1)	工芸品 14 (0)	書跡 1	考古資料 11
	彫刻 41 (0)	書跡 0 (0)	考古資料 11	歴史資料 0
	工芸品 14 (0)	考古資料 20 (0)	歴史資料 0	建造物 17
	書跡 0 (0)	歴史資料 2 (0)	建造物 17	工芸・考古資料 0
	考古資料 20 (0)	建造物 19 (0)	工芸・考古資料 0	彫刻・建造物 0
	歴史資料 2 (0)	工芸・考古資料 4 (0)	特別史跡・史跡 31	名勝 4
	建造物 19 (0)	彫刻・建造物 1 (0)	名勝 4	名勝・史跡 1
	工芸・考古資料 4 (0)	史跡 18 (0)	名勝・史跡 1	名勝・天然記念物 1
	彫刻・建造物 1 (0)	名勝 7 (0)	名勝・天然記念物 1	特別天然記念物・天然記念物 19
	史跡 18 (0)	名勝・史跡 0 (0)	特別天然記念物・天然記念物 19	重要有形民俗文化財 1
	名勝 7 (0)	名勝・天然記念物 0 (0)	重要有形民俗文化財 1	重要無形民俗文化財 3
	名勝・史跡 0 (0)	天然記念物 53 (0)	重要無形民俗文化財 3	重要無形文化財保持者・団体 0
	名勝・天然記念物 0 (0)	有形民俗文化財 3 (0)	重要無形文化財保持者・団体 0	重要伝統的建造物群保存地区 1
	天然記念物 53 (0)	無形民俗文化財 39 (1)	重要伝統的建造物群保存地区 1	
	有形民俗文化財 3 (0)	無形文化財保持者・団体 7 (1)		
	無形民俗文化財 39 (1)	伝統的建造物群保存地区 1 (0)		
	無形文化財保持者・団体 7 (1)			
	伝統的建造物群保存地区 1 (0)			

無形文化財の指定状況は以下のとおり

- ・因州佐治みつまた紙 (保持団体：1団体)
- ・因州青谷こうぞ紙 (保持団体：1団体)
- ・弓浜緋 (保持団体：1団体)
- ・木工芸 (保持者：2名)
- ・緋 (保持者：2名)

保護文化財		重要文化財	
鳥取市	94 (2)	11	絵画 1
			古文書 0
無形文化財		重要無形文化財	
鳥取市	2 (1)	0	保持者・団体 0
	保持者・団体 2 (1)		
無形民俗文化財		重要無形民俗文化財	
大山町	0 (1)	0	